

3.お金のことで困ったら？

1. 障害年金

(1) 障害年金とは

障害によって障害状態になった場合、障害の程度と一定の要件によって、障害年金を受給できます。

障害年金には

- ① 国民年金の障害基礎年金
- ② 厚生年金の障害厚生年金

の2種類があり、窓口は、①は市町、②は年金事務所となります。

(2) 申請の要件は

- ① 障害の原因となった傷病の初診日（初めて医師の診察を受けた日）から1年6カ月経過していることが原則です。
- ② 初診日の時点で何らかの年金に加入し、前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと。
- ③ 障害の程度が一定の基準以上の状態にあること。

(3) 障害年金の申請手続きは

- ① 障害年金の手続きにはいろいろな情報が必要です。提出後に間違いを訂正するのは大変ですので、あらかじめ障害年金の手続きについてきちんと相談してアドバイスを受け手続きするとよいでしょう。年金相談センター、市町の年金相談窓口、社会保険労務士などに一度相談しましょう。相談には、就業歴、年金手帳などの書類、受診歴、病状の経過などのメモを持っていくとよいでしょう。
- ② 初診日に該当した医療機関の「初診日証明書」、認知症の主治医の「診断書」が必要です。医師には病状だけでなく、日常生活で単身を想定して困ること、できないことなどの状態を伝えましょう。
- ③ 所定の「申立書」は、診断書をもらってから書くとよいでしょう。病気の治療経過や日常生活状況を書き添えることで審査の参考になります。その際、診断書などに書かれている日付との不一致がないか気をつけましょう。提出する前、書類をコピーして保存しておくといよいでしょう。
- ④ およそ3カ月で審査結果が通知されます。年金証書の送付から約1~2か月後に年金の支給が開始され、偶数月毎に指定金融機関の口座に振り込まれます。



4.介護保険・障害福祉サービス等を利用したい

1. 介護保険サービスの利用

◆介護保険のサービスってどんなものがあるの？

(1) 介護保険サービスを利用するには（要介護・要支援の認定）

- ① 40歳以上65歳未満の若年認知症の方は、介護保険法にもとづく要介護認定や要支援の認定を受けることにより、デイサービスなど介護保険サービスを利用することができます。
- ② 認定を受けるには、市町の介護保険担当課に申請を行う必要があります。申請は、本人のほか、家族・親族、成年後見人、地域包括支援センターなどが代行することもできます。
- ③ 申請書提出後に調査員が訪問し、心身の状態等を聞き取る「認定調査」があります。日頃から接しておられる家族などが同席し、本人の普段の様子を正確に伝えましょう。
- ④ 調査結果と「主治医の意見書」をもとに審査され、申請から原則として30日以内に認定結果が通知されます。

(2) 介護保険サービスの利用にあたって

- ① 要介護状態区分（介護度）に応じて、利用できる上限額が決められています。
- ② サービス利用にあたっては、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）を決め、希望のサービスの情報を聞きながら介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。
- ③ 上限の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割あるいは2割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額利用者の自己負担となります。（支給限度基準額は、介護保険被保険者証に記載されていますのでご確認ください）

(3) 主な介護保険サービス内容について

サービス区分	サービスの内容
訪問によるサービス	訪問介護（ホームヘルパー）、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・薬剤師の訪問）
通所によるサービス	通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）、認知症対応型通所介護
短期入所のサービス	短期入所生活介護（ショートステイ）、小規模多機能型居宅介護（訪問、通所、泊まりの提供）
入居・入所によるサービス	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど）、介護療養型医療施設
その他在宅支援サービス	住宅改修、福祉用具貸与・購入



▼今ではやりがいを感じています。（本人の言葉）

介護保険を利用してサービスを使い始めました。最初は若いのにと消極的でしたが、今では若い自分にしかできない役割を見つけることができ、それにやりがいを感じています。